

令和6年11月29日  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

## 指名停止措置について

関東地方整備局は、全3者に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○総務部契約課 課長 高橋（内線：2511）

○総務部契約課 課長補佐 倉持（内線：2517）

○企画部技術管理課 課長 佐藤（内線：3311）

○企画部技術調査課 課長補佐 伊藤（内線：3252）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

総務部契約管理官 大野（内線：5880）

総務部経理調達課 課長 池田（内線：5870）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止対象業者	住所
R3横環南栄IC・JCT本線第3橋他上部工事川田・日ファブ特定建設工事共同企業体	富山県南砺市苗島4610
川田工業株式会社	富山県南砺市苗島4610
日本ファブテック株式会社	東京都港区芝浦4丁目15番33号

### 2. 指名停止措置期間

令和6年11月29日から令和6年12月12日まで（2週間）

### 3. 指名停止措置の範囲：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該企業体は、関東地方整備局発注の「R3横環南栄IC・JCT本線第3橋他上部工事」において、令和5年6月20日14時03分ごろ、つり足場組立作業において、開口部塞ぎ作業を行っていた作業員が、つり足場から墜落し、死亡する工事関係者事故を発生させた。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該企業体が、安全管理の不適切により工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

#### <指名停止措置要領別表1第7号>

措置要件	期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内